

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会（第4回）

議事録

日 時：平成27年1月16日（金）
午前10時～正午
場 所：大阪府咲洲庁舎23階 中会議室

司会（松永） それでは、定刻になりましたので、ただいまより大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府資源循環課の松永と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、大阪府環境政策監の竹柴より御挨拶を申し上げます。

竹柴環境政策監 おはようございます。大阪府の環境政策監の竹柴でございます。本日は、委員の皆様方には、お忙しい中、リサイクル製品認定部会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、リサイクル製品認定制度のあり方についての3回目ということで御出席をいただいたんですけども、前回は個々の論点ということで、リサイクル製品の認定制度のスキームでありますとか認定の対象品目、基準ということで、それぞれの御議論をいただいたところでございます。その結果を踏まえまして、本日は福岡部会長様に貴重なお時間いただいて御相談させていただきながら部会報告案という形で、今回提出をさせていただいております。部会長には非常にいろいろお骨折りいただきましてありがとうございます。

それで、本日はまたそういう案を提示させていただいておりますので、何とぞ忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたしまして、甚だ簡単ですが、冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

司会（松永） それでは、本部会の成立について申し上げます。部会運営要領第3の第2号の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は、委員定数5名のうち5名の御出席をいただいておりますので、

本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本部会の議長は、部会運営要領第3の第1号により、部会長に務めていただくこととなっておりますので、福岡部会長に以降の議事進行をお願いいたします。

福岡部会長 おはようございます。福岡です。

先ほど御挨拶でちょっと触れていただきましたように、きょう、部会報告案というのを事務局から出していただいているんですけども、1回御相談をさせていただいて、私の意見は大分反映していただいたんですが、委員の皆さんの合意がない状態ということですので、きょうはこの部会報告案をしっかりとたいていただけたらなと。福岡何言ってるんだみたいなこともあるかと思っておりますので、ぜひ忌憚のない意見をよろしくお願いしたいと思います。

その前に、前回の会議の際に何点か質問事項とか宿題になったこと、事務局のほうどうですかというふうに投げかけたままになっていた点がありましたので、それについて、その後調べていただいたこととか、御報告をお願いしたいと思います。

中戸課長補佐 大阪府資源循環課の中戸と申します。

座って御報告させていただきたいと思っております。

前回の部会で公共工事における認定製品の取り扱いについてということで御質問がございました。そこで、大阪府の公共工事の発注部局でございます都市整備部の事業管理室技術管理課のほうに大阪府の公共工事における再生舗装材の使用について実際に聞いてまいりましたので、御報告したいと思います。

大阪府の公共工事におきましては、土木共通仕様の附則というのを設けておるんですけども、その附則に基づきまして、路盤工事では再生クラッシャーランですとか再生粒度調整砕石等の再生資材を使用しているところでございます。使用する資材が実際に再生資材であるかというところを、土木請負工事必携に材料確認書というのがございますけれども、その材料確認書を提出させて確認しているということでございます。

また、その使用資材の品質確認方法でございますけれども、これも土木工事施工管理基準というのがございまして、そこに示されております品質管理基準及び規格値に適合しているかどうか確認しているといったことでございます。

大阪府認定リサイクル製品の取り扱いでございますけれども、大阪府の公共工事ではその規格値に適合している再生資材であれば採用することとなっているということでございます。

品質管理確認方法についても、認定リサイクル製品の扱いは他製品と同じでございます。その管理基準で示されている品質管理基準及び規格値に適合しているかといったような試験結果の提出をお願いしているといったようなことでもございました。

公共工事における再生舗装材の使用の実態については以上です。

それからもう一点、前回の部会で認定事業者さんの御意見を聞く必要はないのですかといったような御質問をいただきましたけれども、それを受けまして、再生舗装材の認定を受けていらっしゃる認定事業者さんのうち、リサイクル製品に関するアンケート調査で申請を行った理由として、公共との取引に必要ですとか、あるいは販売先から認定を受けるよう要請があると回答した再生舗装材製造事業者さんが8社ございましたけれども、認定が実際に必要であった事例について聞き取りを行ったので御報告したいと思います。

実際に認定リサイクル製品であることが求められた事例といたしましては、府内の市町村発注の公共工事で認定製品の指定があったというお答えがあったのが1社、すなわち発注部局のほうから認定製品であることを求められたという御回答があったのが1社ございました。それから、公共工事の請負業者から認定製品であることを求められたという御回答があったのが3社ございました。

具体的に認定が必要であった事例というのは以下のとおりで、あとは再生品であることの証明といったようなことでもございましたけれども、リサイクル製品であることが求められたという事例といたしましては、4社からそのような御回答をいただいたところでございます。

御報告としては以上でございます。

福岡部会長 この間調べていただいたということで、公共事業に関する状況ですね。ありがとうございました。

何か委員の皆さんから今の件で御質問とかありますでしょうか。よろしいでしょうか。公共工事と、それから別途民間工事もあるとは思いますが、それはまたちょっと多分庁内で軽く聞くということではないと思いますので。はい、ありがとうございました。

そうしましたら、本日の本論ですね、この部会報告案について、まず内容全体を事務局のほうからちょっとざっと流して説明していただきまして、それからちょっと中身が大きく、1ページめくっていただきましたら目次のところで、「はじめに」はいいというか、後で確認で、大きく1、2、3というのがありますので、その一つ一つについてちょっと区切って後で審議したいと思います。

ということで、じゃあまず全体の流した説明をお願いします。

中戸課長補佐 そしたら、引き続き中戸のほうから御説明させていただきたいと思います。

座って説明させていただきたいと思います。

この報告書の構成案につきましては、前回の部会で案という形でお示しいたしましたけれども、部会長と御相談させていただきまして、部会案としてよりふさわしい報告書となるように構成案のほうを少し変更させていただきました。

それでは、中身の説明に入りたいと思いますので、報告案のほうをちょっとめくっていただけますでしょうか。

まず、1ページに「はじめに」ということでありますけれども、こちらのほうは環境審議会の諮問文をもとにまとめたものとなっております。

それから、2ページをめくっていただきまして、2ページから、「1 大阪府リサイクル製品認定制度の経緯」ということで書いておりますけれども、こちらの「(1) 大阪府リサイクル製品認定制度の概要」は、前々回の10月の部会におきまして資料でお示しいたしました制度の概要を取りまとめたも

のとなっております。

3ページに移りまして、「(2) 認定等の現況」につきましても同様に、10月の部会におきましてお示しいたしました制度の概要を取りまとめたものとなっております。

それから、大阪府が実施いたしました認定製品についての府民の意識、それから認定制度についての認定事業者の意識のアンケートの結果につきましては、参考という形で次の4ページに掲載しているところでございます。

これまでの部会でお示しいたしましたこれらアンケートの詳細な結果につきましては、16ページ以降に資料として掲載しておるところでございます。

次に、5ページの「2 見直しにあたっての基本的な考え方」をごらんいただけますでしょうか。

今回の諮問は、認定制度がより質の高いリサイクルを促進する制度となるよう、あり方を見直すといったような内容でございましたけれども、この章では検討した結果、そして導き出された簡単な結論についてまとめております。

まず「(1) 目指すべき「質の高いリサイクル」について」では、これまでの部会で説明いたしました大阪府循環型社会推進計画で基本方針として掲げております質の高いリサイクルの内容とリサイクルの現状から、質の高いリサイクルの促進が重要であるといったまとめ方をしています。

次の6ページには、参考といたしまして、10月の部会でお示しいたしました循環資源の種類別の状況を掲載していますが、この詳細につきましては、27ページ以降に資料として掲載しているところでございます。

次に、「(2) 認定制度の課題」では、これまでの部会で審議していただきました課題を認定制度のスキームについて、認定の対象品目及び基準について、普及・PRの取組みについて、認定制度の点検・評価についての4項目別に再整理いたしましたところです。

次に、7ページの「(3) 見直しにあたっての基本的な考え方」ですが、ここでは目指すべき質の高いリサイクルの考え方、それから認定制度の課題から、1つ目といたしまして、「認定制度について、「より質の高いリサイクル」が促進される制度とするため、認定制度に「繰返しリサイクルされてい

る製品」を認定するための新たなスキームを設けることが必要である」、2つ目といたしまして、「リサイクルに関する施策等の進展により、リサイクルが進んだ循環資源や利用が進んだリサイクル製品がある一方で、繰り返しリサイクルされている製品や、府民に身近なリサイクル製品についての取組みを強める必要があることから、対象製品を見直すことが望ましい」といった2つに基本的な考え方として取りまとめました。

次、8ページをごらんいただけますでしょうか。

8ページからは、「3 リサイクル製品認定制度の今後のあり方」といたしまして、これまで御審議いただきました内容に基づき、認定制度の今後のあり方についての考え方、具体的なあり方についてまとめております。

「(1) 認定制度のスキームの変更」では、前回の部会で御審議いただきました内容を取りまとめております。すなわち、より質の高いリサイクルを促進する制度とするため、認定制度により支援してきた再生資源から製品の流れ、下の図2でいきますと、③から①の流れですけれども、に加えて、これまで認定の考え方になかった使用済みとなった認定製品の回収及び再生に着目し、繰り返しリサイクルされている製品を認定するための新たなスキームを設け、2段階の認定とすることが必要である。そして、認定製品には繰り返しリサイクルされている製品が少ないといった課題もあることから、製品を増やすためにも該当するものについて重点的に普及・PRを行うことが適当であるとまとめてあります。

続きまして、9ページからの(2) 認定の対象製品の見直しでは、まず①の繰り返しリサイクルされている製品の認定の考え方をまとめております。前回の部会では、現在の認定製品につきまして、使用済み品の回収・再生に着目して区分分けを行いました。その際の区分分けの考え方を9ページにまとめております。

区分分けは、まず繰り返しリサイクルが確実に行われる区分といたしまして、生産者がみずから回収し、リサイクルされるもので、繰り返しリサイクルが行われる見込みが高い区分として、回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みがあるもの。繰り返しリサイクルが行われる見込みが不明

確と考えられる区分として、回収ルートは確立されていないが、リサイクルが可能なもの。それから、使用後は廃棄物となり、サーマルリサイクルや適正な処理・処分が行われる区分といたしまして、マテリアルリサイクルとして最終段階のものといった4区分に分けて現在のリサイクル認定製品について区分分けを行いました。

この区分分けの考え方や認定製品の分類結果をもとに検討した結果、繰返しリサイクルされている製品の認定の考え方といたしましては、10ページにまとめてありますけれども、使用済み品を生産者がみずから回収し、リサイクルすること。それから、使用済み品の回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高いこと。ただし、使用済み品が既存の回収ルートで回収できるか確認することが適当であるとまとめております。

なお、10ページに前回の部会で御説明いたしました環境省のプレミアム基準を参考として掲載しておりますが、あくまでもこういう基準があるといった御紹介でして、ちょっと前回の部会におきましてこちらの説明が悪くて、この基準に基づいて今回繰返しリサイクルされている製品の認定区分を新たに設けようとしたと理解されたかと思いますが、そうではありませんで、あくまでも大阪府循環型社会推進計画の基本方針に基づいてこういう考え方を導いたということをお理解いただきたいと思っております。

次に、11ページからは、近年におけるリサイクルに関する施策等の進展の状況を踏まえ、現在の対象製品の見直しの必要がないか、考え方をまとめております。

現在のリサイクル関連法令等による資源回収・リサイクル・製品利用の促進の仕組みは、前回の部会でお示ししましたとおり、表4のとおりとなっております。

見直しの必要がある対象品目がないか、リサイクル製品について、表4のうち製品になる前の循環資源について、リサイクルを促進する仕組みがあるか及び製品の利用を促進する仕組みがあるかについて着目し、整理いたしましたのが表5になっております。

表5の中で、Aに該当する製品は、原料となる循環資源について法令による

リサイクルが義務づけられ、また製品の利用促進の仕組みがあることから、図2に示すリサイクルに関する循環資源の流れの①、②、③を満たしております。このような製品は、認定制度がなくてもリサイクルや製品の利用が進むため、認定制度による支援の必要性が低いと考えられます。

また、次に区分のBに該当する製品につきましては、原料となる循環資源について、法令等によるリサイクルの促進の仕組みがあり、また製品の利用の促進の仕組みがあることから、Aの次に認定制度による支援の必要性が低いと考えられます。

Cに該当する製品は、原料となる循環資源について、リサイクルの仕組みがない、または製品の利用を促進する仕組みがないため、循環資源の流れの①、②、③全てを満たしておらず、引き続き認定制度による支援が必要と考えられます。

そこで、その製品のうちAに該当する製品について検討いたしましたところ、12ページに取りまとめておりますけれども、表4よりコンクリート塊またはアスファルト・コンクリート塊を原料とする再生舗装材が該当するため、認定制度による支援の必要性について検討いたしました。その結果、原料のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊が建設リサイクル法によりリサイクルが義務づけられている循環資源であること。大阪府建設リサイクル法実施指針において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られたものとして、道路等の舗装の路盤材は経済性にかかわらずこれを利用することを原則とすると定められていること。先ほども御説明いたしましたけれども、大阪府の公共工事における路盤工事では、土木共通仕様書の附則に基づきまして、再生舗装材の使用が義務づけられ、実際に使用されていることから、リサイクルに関する循環資源の流れ、三角の流れの①、②、③を満たしております。認定制度がなくてもリサイクルや製品の利用が進むため、支援の必要性が低く、対象品目として取り扱いを終了するといったことが考えられるのではないかとということです。

13ページに移りまして、このように対象品目として取り扱いを終了する場合に行うべき対応といたしましては、現在認定を受けている事業者への配慮が

必要であると考えられます。そのため、当該事業者及び製品の使用者等関係者に対し、見直しの趣旨などの周知を幅広く行うといった移行措置を十分に行うといったことが考えられます。

また、認定制度を活用している事業者の間で認定時期のずれによる不公平が生じないように措置を講ずる必要があり、例えば認定期間終了時期が同じになるような措置を講ずることが考えられます。

(3)には、見直し後の認定制度の全体像のイメージ図で、これは前回の部会でもお示ししましたけれども、イメージ図を掲載しております。

では、14ページに移りまして、次に「(4)認定製品の普及・PRの取り組み」です。

まず、見直し後の認定制度のPRについてですが、前回の部会で府のリサイクルの考え方を府民の皆さんにアピールしていくといったような御意見を先生方からいただきましたが、そういった御意見に基づきまして、今回の見直しを契機として新たな認定制度を府民や事業者にPRしていくとともに、大阪府が目指す循環型社会の将来像についてもあわせてPRしていくことが必要であるとまとめています。

繰返しリサイクルされている製品の普及・PRについては、重点的に普及・PRを進めていくことが必要であるとまとめております。

また、府民が認定製品を見かける機会をふやすための取り組みといたしまして、府民にとって身近な日用品や事務用品の認定製品を増やすため、製造する事業者に対する認定制度のPRを進めていくこと。それから、民間とコラボレーションしてPRできないかといった御意見を前回の部会のときにいただきましたが、認定制度や製品についての府民向けPRを市町村、認定事業者、消費者団体等の関係団体と連携いたしまして、環境に関するイベント等において製品展示等をより一層進めていくこと。また、前回の部会で消費者への役割について示すべきといった御意見もいただきましたが、そういった意見に基づきまして、認定制度や製品のPRとあわせて循環型社会の目指すべき姿や府民・事業者の役割についても啓発していくことが必要であるとまとめております。

一方、認定業者の中には、認定制度を安全性の証明として活用しており、あたかも製品の安全性を保証しているように誤解され、不測の事態が生じることが懸念されます。そのため、認定事業者に対して認定制度の趣旨等を踏まえた適正な取り扱いを求めていくことが必要であるとまとめております。

それから、続きまして15ページの「(5) 認定制度の点検・評価」ですけれども、認定制度が、より質の高いリサイクルを促進する制度として適切に運用されてるか、PDCAサイクルによる点検・評価を行う。そのため、認定事業者には毎年販売実績等の報告を求めるとともに、事業者や府民に対し、認定による効果や認定制度の認知度を聞くなど、アンケートを実施するといったことが考えられるとまとめております。

最後に、条例の規定より幅広い取り組みの方向性に関する意見について、これまでの部会の中でいただいておりますけれども、今後の施策を検討する中で参考にされたいということで、以下の3つについて挙げさせていただいているところでございます。

以上で報告案の説明を終わります。

福岡部会長 ありがとうございました。

今報告いただいた後ろのページは全部資料関係ですね。これまでの会議で見せていただいた、府で調べていただいた調査結果、報告なんかをまとめて入れていただいて、その中から主なものを本文のほうに参考ということで引っ張り出してきていただいています。

全体に1、2、3ということで、この認定制度に関しての話を考える上でみんなが知っておかないといけない経緯の部分が1。それで、基本的な考え方というのを2。一番本論中の本論ですね、これからどうするを3というふうにさせていただいているということになります。

まず、この全体の1、2、3、それから資料に数値的なものは振ったというような、その辺で構成的なことについての御意見とかありますでしょうか。とりあえずこんな感じでよろしいですかね。もし、例えば2はわざわざ出す必要がないんじゃないかとか、1に入れたらとか、例えばですよ、何かそういうようなことがあれば、また最後に、個別を考えてからもう一回お聞き

したいと思いますので、よろしくお願ひします。構成のことも意識していただきまして、じゃあ最初に言ってましたように、1から重点的に見ていただきたいと思ひます。

制度の経緯というタイトルで、制度の概要、それから現状がどうなっているかを、それから4ページには調査で府民は全然知らなかったよということと、それから認定された事業者はこういうふうな状況で思っているとか使っているとかだよというのを整理したということですね。これも、現況の一部ということになります。この程度で初めてこれを読む人とかに大体のことがわかるかな、わかればいいなということかと思ひんですが、いかがでしょう。私たちは、多分制度を割ともう理解してしまっているから、これで十分かなという目で見えてしまいがちになります。

麓委員 済みません、1つ。これは僕もそういう目で見てるからというのはあるかもしれないんですけど、3ページのところで、認定等の現況で丸の2つ目のところですね、表の2に示すとおりというところの以下なんですけど、土木・建築資材が7割を占めて事務用品が少ないという書き方なんですけど、もう土木建築資材が多いよというのをここで訴えかけてるような気もするんですけど、これじゃあ、後ろつながっていくので別にいいのかもしれないんですけど、この現状で公平に見るんであれば、これよりは何%、何%と単純に書いたほうがきれいな気はするんですけど。

福岡部会長 そうですね、ちょっと恣意的過ぎるかもしれないですね。

麓委員 受け取り方なのかもしれないですが。

福岡部会長 「府民に身近な」という言葉もちょっと、まあ気になるといえば気になるのかもしれないですね。ただ、その次、4ページ見ると、やっぱりそうなんですよね。

麓委員 はい。

福岡部会長 府民の人が実は知らなかったということですよ。ただ、知らなければいけないのかということも、何か誰かが知らないところでいいことをしてくれたら、それはそれでいいとみんな、府民が実は思っているかもしれないとか。

麓委員 その市民が知っていることが、もともと認定制度を知っていることが重要だという項目があるのであれば、府民が知ってることに對して知らないというのがここから来てるというのを分析してるというのであればいいと思うんですけど。

福岡部会長 そうですね、下の丸のところにつけるといいんですかね、府民は知らなかったみたいなことが。

麓委員 そうですね、このアンケートの結果を受け、両方の結果を受けて身近なほうの日用品がないので知られていないという話なのかな。それが先に出てる気がして、順番変わるとか何かであればいいのかなという気が。

福岡部会長 じゃあ、7割を占め、日用品、事務用品等は。

水丸循環型社会推進室副理事 ここはもうパーセンテージで、パーセントの値をきっちり書かせていただくほうがよろしいですかね。

福岡部会長 そうですね。

水丸循環型社会推進室副理事 最新平成26年10月1日現在のもので、数値で書かせていただくと。

福岡部会長 74%と26%とか。

水丸循環型社会推進室副理事 はい、そういう形。

竹柴環境政策監 あるいは、4分の3と4分の1かもしれない。

麓委員 その辺の書き方は、何分の1で書くか、それとも数字で書くか、その上の文章が270という数字が当たっているので、それに対して具体的な数字が見えるような形にしておくのがいいかなという気がします。

福岡部会長 その「府民に身近な」というのは下のほうに、もし残すのであれば。

麓委員 そうですね、その次の基本的な考え方のほうに課題が上がってきて、そこに出てくるのであればそこでもいいですし、ここにそのアンケートが出てきてますので、それに対してもう客観的に思うことということをつけ加えるのであれば、この下のほうにつけ加えるほうがいいのかなという気がしました。

福岡部会長 はい。じゃあ、ちょっと文章はまた練るとして、そういう方向で。

ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

中浜委員 この4ページの府民の意識ということなんですが、やはり認定製品の認知度は3.9%ということですのでごく少ない。実際購入したことがない割合というのはすごく大きくて、それと比例して、ぜひ買いたいと思うとか機会があれば買いたいというのが93.8%ということで、すごくいい結果が出てると思うので、これからどういうふうに府民の意識として生かしていくべきなのか。府民にとって見える化を環境としてどういうふうに整えていくべきなのかというのを一文入れていただいたら、もっと府民に対して姿勢がわかりやすいのではないかなと思うんです。

福岡部会長 今のは将来の考え方のほうかなと。現状の話と、それから考え方のので、今の御指摘いただいた、認知度は低いけれども利用の意向が高いというのが現状、それを何か文章で書き起こすんだったら書き起こして、それを受けるのが、多分2の5ページ以降のところでもっと強く、現状でこうであったようにももっとこうすべきだとか、こういう考え方でやるべきとか、こちらに受けたらどうかなと思うんですが、いかがですか。

中浜委員 ここだけわかりやすく書いているので、2の部分であり方として書かれると思うんですが、一文展望を入れていただくのもいいと思います。本当に100%近い、やっぱり機会があれば買いたいと思う消費者がこれだけいるということは、府としてこういうことをというのをこの一文に入れていただき、2でもそういった文章が入ってくるとは思うんですが、意識の中の一文として入れていただければなと思ったんですが。

福岡部会長 今の点ではほかの委員の方、どうでしょうか。

持ってくるとしたら、3ページの下の方、ちょっとスペースもあるんで、こちらのほうに、要するに3ページの一番下の丸が、アンケート調査結果は次ページに示すとおりであるになっていて、ここの続きで今おっしゃったこととかをもう文章に埋め込む感じで、府民に認知度は低いけれども、利用の希望が高いから、それに対しての対応を考えていくべきであるというような。現状と、それから考え方とをちょっと切り分けないと本当はいけないかなという気はするんですが、現状としてそれを抜き出すとか。ただ、それだとち

よっと片方に寄ってしまう、この認定事業者についても何か一文抜き出すとかですね。

麓委員 そうですね、3ページの下に、先ほどの上の土木資材がとかいう数字と一緒に、重要なところの数字は文章として挙げていただくというほうがいいのかと思うんですね。特に機会があれば買いたいと思うというのが93.8%あったということは、取り上げるだけでも随分話が違ってくると思いますんで。部会長おっしゃるように、認定業者のほうも勘違いしてるという現状が何かわかるものがあるのであれば、それによって安全性がとか、それはないのかな。

福岡部会長 いや、一番下にありますけど。

麓委員 ありますね、はい。そういう例があったというところを、そうでないのにそう思ってるという現状があるのであれば、それは挙げておいてもいいのかなという。同じところに並列するのがいいのかどうか。

福岡部会長 ちょっとそれだけ挙げると目を引くかもしれないですね。それもまた恣意的な、さりげなく4ページの一番下に。

水丸循環型社会推進室副理事 そうしましたら、このアンケートの結果の中でポイントになるところをちょっとピックアップするような形で、この下に、詳細は次ページに示すとおりであるけど、その要点というか、ポイントとしては以下のとおりということで、2つ、3つぐらいちょっと文章で書くような形のほうがいいということなんですか。

麓委員 そうですね、今、小さく書いてあるという話が、一番下にこそっと書いてあるって話があったので、前向きなやつをいろいろと挙げていただいたらいいのかと。

福岡部会長 済みません、そしたら販売に欠かせないのが多いんだけど、安全性の証明として利用するということになっているんで勘違いだみたいな流れかもしれないですね。それだったら、その安全性だけの話じゃなくて、利用は考えられていて、意義はあるんだけど、一部ちょっとだめな点があるというつながりでよろしいでしょうか。

麓委員 はい。

福岡部会長　ほかの方。

藤田部会長代理　はい。あと、別の件。

福岡部会長　はい。じゃあ、今の件はそれで、はい。

藤田部会長代理　別の件で。

福岡部会長　別の、はい。というか、今の1。

藤田部会長代理　1のところですか。この報告案の方針について、先ほどの麓先生の意見もあったんですけども、事実を伝えるのか、こちらの判断を言えるのか、どっちでいくのかということをやっと事前に言っていたほうが、あるところだけは事実が並んでいて、あるところには判断が入っていて、そこをどうするのかという方針を決めていただいたほうが見やすいかなというふうに思います。

個人的には、事実を淡々と報告した上で、次の議論としてそれをどう判断するのかという話になっていったほうがわかりやすいのかなという気がするんですけども。そういった立場から立つと、例えば4ページ目の認定制度の認定事業者さんの意識というところの中黒の下から2段目ですと、「府の認定を受けている事業者が64%と多く」と書いてるんですけど、64%が多いというのは判断が入ってると思うんです。その上とかだと、「47%が効果があったと回答している」と、もう事実だけ書いているので、もし上と同じレベルで書くのであれば、多分、府の認定を受けている事業者は64%で、エコマークの何とかこうとかと続くのかなというふうに思うんですけども。その多いか少ないかという判断を私たちがした報告をするのか、あるいはもう事実だけを伝えた上で、それを別のところで議論するのかということ。恣意的かそうじゃないかという先ほど部会長のお話があったんですけども、ちょっとあるところでは思いが出てるなというような印象がありますので、趣旨はまったくもってもう同意というか、多いと思うんですけども、ちょっと書き方というのはどのようにするのかというのを話し合っておいたほうがいいのじゃないかなという気がいたします。まあ、1つの例ということで。

福岡部会長　はい、ありがとうございます。

今言っていました件ですね、私は、1の経緯のところはどちらかとい

うと事実関係で、今までのことの整理をすると、数字だとか、事実はこうなっていますよ。先ほど藤田委員がおっしゃった判断というのは2以降でちょっとしたらどうかなというふうには思っています。一つ一つの文章をよく読めば、ちょっとその恣意的なところが残っているのが確かにあったなという感じなので、その辺どうでしょうか。先ほどの中浜委員の御意見とかも、できれば3ページの下に挙げてくるのは事実的に書いて、それを受けて2のところに事実こうで、だからこうしなければならないというのを書かせていただけたらなと思うんですが、よろしいでしょうか。

ほかの委員の方も、1は事実で余り判断は入れないと。2で判断してこうあるべきというのを言っていて、3でもっと詳細にこういう制度にしましょうという書きぶりですね。これ、一番最初にちょっとお聞きした全体の流れ、構成という点でも、こういう感じで整理させていただくということによろしいでしょうか。

じゃあ、ちょっとその辺で文章はまた恣意的になってるところ、判断が入ったところは変えさせていただくということにいたします。

ほかに1に関してありますでしょうか。それとか、その経緯とか概要で、あれ言い忘れてるんじゃないかみたいなことですよね。よろしいでしょうか。

そうしましたら、もし何かあればまた戻るということで、2のほうに進ませさせていただきます。

2からが事実を受けての判断というか、考え方の提示ということで、基本的な考え方、大枠ですね、質の高いリサイクルというのを目指していくんだというのと、それから課題はこういうことがあるよということなんですけれども、先ほど中浜委員に言っていただいた、府民はもっと使いたがっているとか、期待しているんだという点ですね、それが余りこのところでちょっと入ってなかったかもしれないんですが。

惣田委員 2のところに関する質問ですよ。

福岡部会長 はい。

惣田委員 「見直しにあたっての基本的な考え方」ということで、循環型社会推進計画のこのリサイクルの質の確保と向上の観点からという、背景から見

直しをしますという記述はとてもよいと思うんです。ここに循環型社会推進条例というのが平成15年にできていて、この認定制度が平成16年にできていて、この計画が平成24年と大分後にできていてという、この関係を教えていただきたいんです。この平成24年3月に策定された循環型社会推進計画、ウェブで本文見ると、認定制度という言葉は特に出てきていなくて、この計画の中で認定制度というのは位置づけ、明確になってないような印象を受けたんですけど、どういう関係になってるのか。条例ができて、認定制度ができて、大分たってから計画ができて、計画の中には特に認定制度という文言も出ておらず、関係がよくわからなくて。しかもこの循環型社会推進計画を見ると、平成27年が達成目標の年度になってるので、あと1年で計画の見直しとかをするんでしょうけど、そのタイミングもどうなのかという。次の計画とかは考えられているのか。この5カ年計画で言うと、次のがもう策定をスタートしてるころなのか。そうすると、それを踏まえてまたこの見直し案というのにも考えなくちゃいけないのか。その関係を教えていただきたいです。

福岡部会長 ちよっと事務局のほう、時系列的な話とか、その推進計画というのは、実際は改定ではないんですか。

水丸循環型社会推進室副理事 改定です。

福岡部会長 改定ですよ。だから、平成24年3月に策定したというよりは改定した。

竹柴環境政策監 きっと一般の言葉で言うと、改定だと思います。我々の言葉の使い方そのまま載せてしまったもので。

水丸循環型社会推進室副理事 循環型社会推進計画、今というか、現行の計画からこういう言い方をしておりますけれども、それまでは、もともと廃棄物処理法の中で都道府県が廃棄物の処理に関する計画を策定するものとするという条項がございまして、その規定に基づきまして、一般廃棄物、産業廃棄物を合わせまして廃棄物処理計画というのを、たしか平成13年度やったかな。

熊澤副主査 平成13年度です。

水丸循環型社会推進室副理事 平成13年度。平成10年か11年ぐらいに法改正が

あった。その法改正で都道府県が定めるということになりまして、平成13年度に1回目の廃棄物処理計画という形で定めております。それを5年ごとに国のほうの基本方針とかの改定もありますので、それを5年ごとに改定してきた中で、平成23年度に廃棄物処理計画の改定をするときに、単に廃棄物の処理、処分ということだけではなくて、幅広く循環型社会のということで、名称も循環型社会推進計画と。ほかの府県でも今現在廃棄物処理計画という言い方でそのまま続いているところと、循環型社会推進計画という、そういうふうな名前が変わってるところとございまして、平成23年度に改定というか、次の5カ年計画をつくった段階でそういうふうに計画の名称も変更しております。

ですから、循環型社会推進計画という名前になったのは、もうそのときからでございます。その計画の目標年次が平成27年度でございますので、来年度に次の計画の策定に向けた作業を行っていく方向で、今その準備等をしているところでございます。

その中で、大きい項目としては、3Rの推進でありますとかリサイクルの推進、それからこの計画の中で新たに盛り込んだことといたしましては、リサイクルの質のことについても盛り込んだところでございます。それは基本方針として盛り込んだものでございまして、そういうリサイクル製品の認定制度の部分についてはちょっと今手元に計画書をちょっと持ってないんで、これはどういう。

熊澤副主査 循環型社会推進計画の中では、3Rを進めていくために大阪府がどういった施策を行うかということが書いてあるんですけども、その中の1つの施策として、この認定制度を使ってリサイクル製品の普及に努めますという言い方で計画の中には入っております。

惣田委員 そうですか。このウェブ版だと概要版なんですかね。何か特に文言が検索しても出てこなかったんですが。

熊澤副主査 済みません、ちょっと今概要のほうの手元にないんですけども、本文のほうにはそういった形で載せております。

惣田委員 そうですか。その計画の中にこの認定制度も位置づけられてるとい

うことなんですか。

熊澤副主査 はい。

惣田委員 それなら、わかりました。

福岡部会長 よろしいでしょうか。

惣田委員 はい。

福岡部会長 ということは、やっぱりこの平成24年3月に策定というと、ちょっと誤解を生むというか、この考え方自体はもっと昔からあってやってきているんだということですよ。でもないのか。新たなリサイクルの質の確保と向上が新たに。

水丸循環型社会推進室副理事 リサイクルの質の確保と向上という、その視点を入れたのがこの平成24年3月に策定した計画からということですので、そういう意味では、このリサイクルの質の確保と向上の視点が入ったのがこの平成24年3月策定ということ、そういう趣旨でございます。

福岡部会長 わかりました。

じゃあ、この文章はこれでよろしいでしょうか。

惣田委員 はい、僕はこだわらないです。これでいいと思います。

麓委員 済みません、今のにちょっと関連してるのかもしれない、1点確認なんですけど、この認定制度を見直すという動機はどこで生じることになるんですかね。今のここの平成24年に策定されたことが新たな観点を加えたので見直しが必要だということであれば、それはこの「見直しにあたっての基本的な考え方」の最初に来るのか、1つ目の経緯のところに来るのかということなんなんですけど。

福岡部会長 実は、見直しの動機は、言ってみれば諮問があったからということですよ。ここの部会にとってはというか、環境審議会にとっては諮問があったからで、その諮問をしなきゃということになったのは、31ページ、32ページですよ。

麓委員 そうすると、この32ページの文言が、たしか1ページの「はじめに」か何かに入ってるということであったかと思うんで、もし最後に、10年を迎えるに当たってということで、方針も変わったので認定制度のあり方を見直

すことになったというのが最初の「はじめに」のところの最後のほうか何かに入ったほうがいいのかなどという気がするんですけど。あっ、書いてるのか、ごめんなさい。見落としてました。済みませんでした。

福岡部会長　なので、こういう諮問があつて私たちが集まつたと。それに対して、意見を申し述べますということで答申をすると。

麓委員　もう一つあるんですけど、ここでは質の高いというのをこだわってる形で書かれてるんですけど、土木建築資材が僕の専門だからというのものもあると思うんですが、この後出てくる数字というのはそのときにリサイクルされてる率で、それは決して、例えばコンクリートに使つた材料をもう一回コンクリートに使つたという率というわけではなくて、路盤材であろうが何であろうが、リサイクルとして資材に回つた率でしかなくて、これが質の高いリサイクルに回つた率だと言い切るのは、建設局ならそれはそれでもいいかなと思うんですが、そういう形で出してしまうのはどうなのかな。先ほどの経緯のところに出てきてるのは、そちらの話よりは、僕は、メインは消費者に対しての意識を高めてほしいということと、日用品とか事務用品の割合をふやしたいというほうが大きいのかなというふうに思うので、余り何か率が高いというふうな話よりは、実際に法が策定されて、建設資源に関しては、もっと高めていくのはそちらのほうでやるべきなのだというぐらいにとどめておいたほうがいいのかなど。でないと、余り率の話でいくと、それは本当に、じゃあ全部リサイクルで高い品質で回ってますかという話になつたらちよつと弱い気がするんですけど。

福岡部会長　今は、高い品質の、回っていないという話の流れで書いてあるのは。

麓委員　済みません、これ2のこの見直しの基本的考え方の、あれ、僕、見間違えてるのか、3まで入っちゃってますかね。そうか、2ページだけですね、ごめんなさい。3まで入つて話をしてしまつてる。

福岡部会長　まず、例えば5ページの丸の2つ目は、リサイクル率が高くても質の高いのにはなっていないという論調で文章では書いてあるんですけど。

麓委員　済みません、じゃあちよつと僕の視点が3まで入つたので、それ抜

いて考えますと、最後に来るのが、多分この日用品とかを高めたいというふうなところだと思うので、もうちょっとそこが。

福岡部会長 そうですね、前に出たほうが。

麓委員 はい。

藤田部会長代理 この2のところでは議論すべき問題ではないかもしれないんですけど、2ページに「大阪府リサイクル製品認定制度の概要」というところに、ちょっと原文を見てないんですけども、目的として3つあって、質の高いリサイクルをするということは、この1つ目の目的により近づくという話だと思うんです。かつ、そのリサイクル製品の生産者もより質の高い、率ではなくて、先生おっしゃるようなクオリティーの高いリサイクルをすることによって生産者も強くなるというか、産業育成につながるという話だと思うんです。最後の府民の皆さんがそういうことを知る機会をふやすためにも、そういった身近な生活用品の認定をふやしていくというのは3つ目の話だと思うんです。なので、それぞれの目的に応じた多分見直しというのがこのたび言われていて、新たに質の高いというテーマがこの新しい計画で言われたことにより、それを軸に見直してみましようという話なので、そもそも認定制度の目的に即した見直しのあり方みたいなことをどこかでうたっておけばそごがないというか、それが消費者の方への目に見えるものの認定を増やしていくということにもつながるし、質の高いつて新たな課題に応えることで、1つ目あるいは2つ目の目的を達成することになるということになると思うので。初めの目的のところでは今回の見直しの意味ということがうたわれていれば、中で、あるところでは質の高いリサイクルの話をし、あるところで消費者の皆様へのわかる、認定されるものをふやしていくということにもつながってくるんじゃないかなという気が、構成上の問題ということかもしれないんですけども、すれば、その見直しに当たっての基本的な考え方のところには載せるのか、あるいはもうちょっと初めとか後にまとめるのか、ちょっと工夫は必要だと思うんですけども、そのことが1段前に、そもそも目的といったようなものが10年たってどうなのか、見直していく中で新たな要素も加わりましたと、新たな要素は質の高いリサイクルですというふ

うな流れをちょっと前に置いておけば、よりわかりやすくなるんじゃないかなど。ただ、紙面とかボリュームの問題もあるので、ちょっとそのあたりはお任せしたいというふうには思うんですけども、いかがでしょうか。

福岡部会長 今御意見いただきましたように、そもそもの制度の目的、3つに関してもう一回、再度確認をする文章、それでステップアップの方向はそれぞれにあると、今、藤田先生おっしゃっていただいたようなことですね、こっちのほうにステップアップしていったらいいんだよということを、それこそ基本的な考え方として押さえておいて、じゃあ質の高いリサイクルだとか府民への周知の強化と言うとちょっとあれですね、もっと身近になっていくんだというようなことですね。それがしっかり書き込まれていればいいということですよ。5ページが一番最初にその辺の、当初の目的を受けた話をちょっと入れさせていただいて、多分質の高いリサイクルの今の(1)の内容はそこに入り込んでくるかもしれないですね。

今の6ページの課題については、もしかしたら、済みません、課題については1に入れてもいいかもしれませんね、そういうことであればですが。4ページの後ろに課題はざっともう1ページ分でまとめて、その考え方で目的の整理があって、質の高いリサイクルのことで、7ページの(3)の「見直しにあたっての基本的な考え方」って、ちょっとタイトルは考えるとして、今回特に重点的に見直すべきことというようなことで、今2つちょっと入りますけど、これに府民の人にもっと身近で利用してもらえるものをふやしていくみたいなことをもう一つ入れて、特に今回重点的にやって変えていきましょうということをやればどうでしょうか。

藤田部会長代理 それでお願いします。

ということと、ちょっともう一点あるんですけども、よろしいでしょうか。この2ページの制度の概要だと、目的の3つ目は普及啓発と書かれてるんですけども、ちょっともう見出しにまで上がっちゃっているんで、このところでは普及・PRというふうになっていて、これは統一しなくてもよろしいんでしょうか。普及啓発と普及・PRは同じ守備範囲と考えていいのであれば、この認定制度の概要の目的に即した用語の使い方のほうがいいのかなど

いう気がする反面、PRはPRで、予算どりも含めてこの言葉は残しておく必要があるということであれば、もうこれは見なかったことにしようという感じなんですけれども。

福岡部会長 いや、だから今のところで、もし変えるなら変えるチャンスではあるんですね。その目的、従来は啓発と言っていましたと、何か啓発って、私、上から目線ですごい嫌いな言葉なんですけど。

藤田部会長代理 なので、多分その普及啓発というより普及・PRのほうが何か親しみがあるというか。

福岡部会長 そうですね。ステップアップしてもう違う、それを変えていくんだ。

藤田部会長代理 イメージなので、ちょっと余り具体的ではないんですけども、ちょっとそのあたりの文言の統一というのをどの程度するのか、やっぱり何か漢字が4つ並ぶとかたいですし、そういった意味ではPRのほうが一般的な用語ではあると思うんですけども。

福岡部会長 何か従来、もし啓発という言葉、用語を使ったら、その1のところの事実は啓発と書いておいて、その見直しに当たっては啓発ではなくPRをやっているんだというようなことで、そこから用語を変えてもいいわけですね。より広いことを進めていくんだというような意思表示でもあると思いますので。その辺はちょっと言葉の書き分けを逆にしてしまいませんか。

水丸循環型社会推進室副理事 制度の目的、概要が書いてあるこの目的の部分については、やっぱりこの条文の中に出てくる用語というのはどうしてもこういう形になってしまって、ちょっとPRというような言葉がやっぱり出てこないとは思いますが。ただ、今後のやっぱり行っていくべき方向性というか、そういう意味では特にこの部会報告なり答申で書いていただく中では、あえてそこを条例の用語とか、そういうことにこだわる必要もないと思いますし、より幅広というか、ステップアップという形での違う形でも、普及・PRという形でも特段差し支えないというか、そのほうがよりいい方向であるということであれば、もうそれで使い分けをしていただければと思います。

熊澤副主査 よろしいですか。2ページの下に循環条例の第12条を載せてある

んですけれども、こちらでは啓発という言葉は出てこなくて、普及に努めると書かれています。目的としては、あくまでも普及であって、啓発というのはその手段なのかなと思いますので、この目的のところは、啓発を抜いて普及でもいいのかなとは思いました。

福岡部会長 それは条例に合わせて普及にしたほうがよろしければ普及に直しましょう。ただ、そうですね、PRという言葉は入れていっていいと思います。

藤田部会長代理 あと、よろしいですか、7ページの普及・PRの取り組みの1つ目の中黒の後ろの文章なんですけれども、これは好みの問題かもしれないんですが、最後、府民の目にとどまらなければ、興味・関心を持つ機会が限定されるとか、もらえるかももらえないかという、要するに少ないから触れる機会が少なくなって、興味・関心を持てる機会が少なくなるということだと思っんです。持ってもらえないかどうかは、ちょっとそれは、少なくとも持つ人はいると思うので、その書き方の問題だと思っんですけれども、その機会が限定されるとか、ちょっと控え目なほうがいいのかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

福岡部会長 今のはそういう修正をする方向で、ほかにもそういう語尾がちょっとというのがあるかもしれませんので、それはもし、できましたらどんどんこの場で言うていただくなり、赤入れていただくなり、ここをちょっとこの表現ぶりが気になるというのをぜひお知らせいただきたいです。

惣田委員 (2)の「認定制度の課題」と(3)の「見直しにあたっての基本的な考え方」の関連を質問したいんですが、今の普及・PRの取り組みについての2番目のところで、製品の安全性を保証してないが、安全性の証明として活用している例があるという課題を挙げてるんですが、これに対して「見直しにあたっての基本的な考え方」のほうにはどういう反映の仕方をしてるんでしょうか。これは誤解を受けてるから誤解を解消しようというふうにするのか、安全性の証明として活用してるんだったら、それはそれでいいからもっとどうぞというふうにするのか、何かその見直しの考え方にはどういうふうに関連づけたらいいんでしょう。

中戸課長補佐　　ここの「見直しにあたっての基本的な考え方」の部分では、見直しの内容は次の3から具体的な話が入ってくるんですけども、基本的ということで、主になる部分について2つの柱ということでここに書かせていただいております、安全性の話については、3のところでは詳しく述べさせていただいてるんですけども、この報告の構成を考えるに当たってここにはそういう、主の柱の部分だけを基本的な考え方なので取り出して書こうということで書かせていただいたので、この中に安全性の、この課題について受けてるものはないという構成にはなってるんです。

惣田委員　　課題の中にも優先順位があるでしょうから、主で挙げるところだということで、安全性とか販売実績の上がってない製品があるとか、そういう課題に対してもちょっと後ろのほうに入り切らないということでもいいんですよ。

中戸課長補佐　　はい。

惣田委員　　優先順位ということで納得しました。

福岡部会長　　基本的なよりは重要とかですね。特に重要な点とか。

惣田委員　　僕はどちらでも。重要でも基本的でも、はい。

福岡部会長　　いや、(3)の内容がですね。基本的な考え方というところ、こうでもない、ああでもないとなってしまうかもしれないと。特に重要な点。

惣田委員　　今の御説明でいいと思います。

福岡部会長　　いや、恐らく初めて読む人はみんなそういう誤解というか、起こる、起こりかねないですね。

麓委員　　よろしいですか。今のお話を聞きながら、ちょっと別の点でその文字を見てたんですけど、安全性の証明ということで出てるんですけど、品質の保証をしてないということのほうがいいのかなと。安全性だけの話じゃなくて、品質そのものも保証してるわけではなくて、J I Sに適合してるということで、じゃあそれで問題なかろうと言ってるだけの話なので、そのほうがいいのかなという。これ、全ての、前のほう、後ろのほうの文字にかかわってくると思うんですけど。

　　済みません、僕の基本的なスタンスが建設材料のところの話にかかわってる

んですけど、より質の高いリサイクルというところだけの視点で行くと、質の高いリサイクルというのをどう表現するかという話になっちゃうと思うんですね。それよりはある程度リサイクル率が高まってきて、品質の保証のほうに行ってしまうので、その品質の保証という制度ではないからというほうがいいのかなど。そういう視点でいくと、今の安全性の証明というところも、品質の保証ということでは、思ってた、皆さんが抱えていることには適合してくるのかなというふうに思うんですが。

福岡部会長　そうですね。何か再生品だというんで、いいと思って買ってきたらすぐ壊れたみたいなこととか、すぐ壊れたと言うとちょっとまた語弊がありますけれども。

麓委員　最初に中戸さんから報告があったように、公共工事の請負業者のほうでそういうのを指定してくるというふうなこともある。でも、それは品質を保証してるものではないので、逆にそういう扱いをされると変な不公平が出てるだけになってしまうので、それであればそういうふうな、薄氷とまでは言いませんが、違う趣旨になっていくのはちょっと防いだほうがよくて、ある程度率が高まってきて制度もできてきてるのであって、誤解を受けるようであれば外していくということかなと思うんです。そういう意味では、今の話はここの文字だけの話ですけども、後ろもそういう感じでちょっと見たほうがいいのかというふうに思いました。

福岡部会長　そうですね、安全性の証明というところは、4ページの一番下ですけど、認定を、例えば安全性の証明のような品質の保証という、ちょっと置きかえた言い方にして、その後ろは全部品質の保証で使っていくかですね、そういうことでよろしいでしょうか。

そして、今、麓委員に言っていただきましたように、そういう品質の保証はしていないから、そういうふうな使われ方をする場合があるのが課題であって、それに対しては、よりそうならない方向で見直しをかけていくんだと。

麓委員　というか、そうなってる理由が、多分リサイクル率が高まっていることによって、もうそちらのほうに移行していってるというふうに捉えられるかなと思ったんですけど。

福岡部会長 みんながリサイクル率が上がってきてるんで、品質がいいということのPRをそれでやるようになったということ、移行してるという。

麓委員 リサイクル、何か認定してもらおうというのは、そのリサイクルしたものをどんどん出していきたいというよりは、出すのはもう前提にあって、その品質の保証として一步だから先に進んでる、普及とかというふうなレベルではなくて、普及の次の品質を認定してもらってるみたいな域に行ってるんじゃないかなというふうに捉えたんですけど。

福岡部会長 ニーズ的にそういうことになっているから。

麓委員 はい、建設材料のほうがということですね。僕は一番課題に思ってるのは、そのリサイクル率という数字が97%というだけで、質の高いリサイクルができているというのをイコールにするのがいいかどうかというのはちょっとずっと疑問なので。

福岡部会長 いえ、それは基本的にはしていないはずなんですけど、まあまあちょっとその後で議論。

水丸循環型社会推進室副理事 質の高いリサイクルというのを、ここではマテリアルリサイクルというか、繰返しリサイクルということで一応言葉を置きかえというか、質の高いリサイクル、具体的にはそういうものという形で整理をさせていただいておりますので、そういう意味では建設資材の関係、そういう何度も繰返しリサイクルされるというものは少ないと。

麓委員 おっしゃられるのもわからんではないんですが、何度もリサイクルされるという言葉を使うと、例えばアスファルトでもいいんですけど、アスファルトのがらを舗装に使いますと。これ、例えば路盤に埋めましたとなった後に、繰返しというのはこの次どういうふうになるというふうなことおっしゃってるのかと思うんですね。それがもう一回土に使われるというのは、アスファルトに使ってた、要はより品質のよかった石を下におろして、そこでぐるぐる回すのか。それはぐるぐる回るのか、本当にという。回ってるということをごここで言うてしまうのかというのがちょっと疑問だったんですよ。97%というのは、常に出てきたものに対してどうしたかという話で。

水丸循環型社会推進室副理事 リサイクル事業者のところに搬入された量に対

して、どれだけがリサイクルされてる。

麓委員 埋まっていたものがもう一回出てきて、そこにまた、違うところに埋まったという話とはやっぱり別だと思う。

水丸循環型社会推進室副理事 分母が発生量ではないということですね。搬入量であって、発生量ではないと。

麓委員 ということだろうと思うので、そういう数字がきれいに出てるとは思えないので、それで97%で質の高いというところに走ってしまうのはちょっと僕の中では引っかかりがあるんです。

福岡部会長 そうでしたら、他、ありますか？

藤田部会長代理 先ほどの安全性の証明と品質の保証という話なんですけれども、ちょっと繰返しになるので書き方はよくないかもしれないんですが、例えば4ページの一番下から2行目のところで、「「安全性の証明及び品質・性能が基準値を上回っている事の証明として大切」など」という、こここのところに認定を、例えば安全性や品質・性能の保証としてとかと。その上の2つのことを受けて、あわせて安全性の証明というふうにまとめられているので、このまとめるところに性能を入れるかどうかは別として、品質ということの説明しておく、後でどう使うのかは別として、いいのかなという。ただ、くどいというか、上と下と重なってしまうので、ちょっとどうやってまとめるのかという、書き方には工夫が要るかもしれないんですが、例えばそのようにして、品質あるいは性能という言葉を保証とするのか証明とするのか、言葉の使い方はさておき、入れておくということも1つかなと。ただ、私はこれを読んだときに、安全性の中に品質とか性能も入ってるのかなという読み方を。

福岡部会長 どっちが上なのか。

藤田部会長代理 はい。並ぶのではなくて、品質とか性能も含めて安全みたいなイメージで読んでいたので余り違和感はなかったですけども、はい。

麓委員 なるほど。

藤田部会長代理 はい、済みません。ただ、やっぱり分けたほうが具体的にイメージしやすかったり、次の議論でそのことをもっと掘り込んで提案してい

ったほうがよりよいということであれば、ここは並列して書かれているので、ちょっとそのところに品質とか性能というのを出したほうがいいのかなどという気もお話を伺ってしてきました。

福岡部会長 長くなるかもしれませんが、安全性の証明・品質の保証みたいなんだと、読み間違いとか1つをかけさせるということはないですね。

藤田部会長代理 ここ、細かいですけど、品質と性能がパラレルになっているので、普通品質といたら多分性能も含まれると思うんですけど、ここは出てきてるので、また次、品質でいいのかという話になるかもしれないですけど。

福岡部会長 これは恐らくこの4ページのとこのかぎ括弧の上側の文章はアンケートの回答内容をそのまま拾っていただいたという感じですよ。

藤田部会長代理 はい。だから、それ生の感想が入っていて、突き詰めるところということだというのが安全性の証明という言葉に集約されてるということだろうと思うんですけども。

福岡部会長 ちょっとこの辺、文章を練らせていただきますね。というか、もしよろしければちょっと練って御提案ください。

藤田部会長代理 はい。

福岡部会長 それで、大分2ばかりやってしまったんで、3のほうに行ってよろしいですか。また2に必要あれば帰るということで。8ページ以降ですね、それでこういうふうに変えていったらいいでしょうという内容になります。8ページのどの部分が重要なんだというのを改めて書いて、9ページで製品について見直すんだという、というか、対象を見直すんだという話を持ってきているんですね。2段階ということですね。

藤田部会長代理 1つだけ、11ページの表の5について伺いたいんですけども、「製品の利用を促進する仕組みがあるか」というところで、仕組みがあるかと聞いているので、それは仕組みがあるかないかだと思うんです、その選択肢としては。市場原理によると書いてるんですけど、市場原理がうまく機能すれば、これはAになるはずなんです、理論的には。なので、今のままの仕組みがあるか市場原理によるかで、市場原理によれば全部うまくいかない

というふうになっていると読めるんですけども、それはちょっとその前の促進する仕組みがあるかないかという問いにも相応してないですし、市場原理、何かそのマーケットメカニズムの中に法令による義務づけを入れれば、法が遵守されれば必ずうまくいくというのは理論の想定する結果だと思うので、その市場原理があっても法令で義務づけられてても促進されてても仕組みがなくてもできませんよというこのCというのは相当違和感があるんですけども、それはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。製品である以上、市場原理の中でのものは動いてるはずなんです。ものは動いてるけれども、そういうリサイクルをする仕組みがあるかないかによってものの動きが変わるといえるのはわかるんです。でも、ここに市場原理と出てきてしまうと、それはまた別の何か意味があるのかなという疑問が生じるんですけども、これはいかがですか。

福岡部会長 例えこれ、市場原理によるじゃなくて、仕組みがないというだけであればいいということですよ。

藤田部会長代理 だから、あるかと聞いているので、もうあるかないかだと思うんですけども。その市場原理というのが何かすごい特段、何かもう市場原理があっても法令で義務づけられてても促進されてても仕組みがあってもない、ないと来てるので、ちょっと私は市場原理主義者ではないんですけど、ちょっと余りにも悲しい結果が評価としてなされてるなとか、厳しいなという感じがするんですけども。ないということであれば。

水丸循環型社会推進室副理事 制度的な仕組みがないということで、それをちょっと初め、この資料つくるといえるか、前のシミュレーションですね、あれつくるときに、制度的な仕組みがないということは、実質イコール市場原理に委ねられるという、そういう認識でこれつくってしまったと思うんですが、確かにこの仕組みがあるかどうかということに対しての選択肢ですので、仕組みがある、ないで、再度整理させていただきます。

藤田部会長代理 もっと言うと、仕組みがあっても市場原理ってあると思うんです。

水丸循環型社会推進室副理事 それはそうですね、はい。

福岡部会長 じゃあ、これは修正で。

藤田部会長代理 はい、お願いします。

このたびはこれでいいと思うんですけど、厳密に言えば、横は法令による義務づけがあるか、促進する何かがあるか、仕組みがないかと3つあるので、多分この仕組みがあるという中に、本来であれば製品の利用を促進する法令による義務づけがあるのか、促進する何かがあるのかないかという、多分同じレベルで比較をして、3掛け3、9マスでA、B、Cみたいなのがあれば、もう一つ深い議論が、つまり原料のほうの回収リサイクルにつく法令義務はあるけれども、製品を利用促進する法令義務はないので、それが、いわばより十分にこの三角形の中のあるところだけは義務づけられていて、あるところは義務づけられてるのか促進されているのかによって、より強烈的な拘束力を持つのか、緩い拘束力でいくのかというか。もうこのたびはこの市場原理の修正だけお願いしたいんですけども、もし細かくいくのであれば、多分3掛け3というか、同じレンジ、同じ基準で3掛け3、9マスみたいなほうがより細かい話はできるのかなという気はいたします。

福岡部会長 グリーン購入法みたいなものか。

藤田部会長代理 なので、多分これ、もっと言うと、上の段は仕組みがある、ないというふうにまず分かれていて、仕組みがあるという、その下に法令による義務づけと法令等による促進というのが入るんだと思うんです。縦のほうは、仕組みがある、ないで、そのあるの中の具体的なものが入っていないという並びになっていると思うので、その対応関係というのを合わせていただくことによって、次の議論がもう一步進むのではないかなという気がいたします。

福岡部会長 実際やってみて、その法令がちょっと弱ければ余りそれは出せないというか、それと法制度は一応府の条例でなければもう国がやるかやらないかみたいな話だったりするので、グリーン購入法とか品確法とか、何かその。

藤田部会長代理 はい。なので、それするとすごく複雑になって、仕組みがあるといっても、法だけではなくて、例えば情報公開するという事でみんな

ストレスを感じて何かよき行動に移るとか、いろんな手法はあるので細かく細かくなっていくと思いますので、今後の課題ということで、多分そういうのは法令等というか、そのほかによる促進とかというところに枠組みとか、あるいはそういう情報公開とか影響評価とか、何かそういうのがきつと入ってくるんだろうとは思いますが。

水丸循環型社会推進室副理事 今のそういうお話で言いますと、この製品の利用を促進する仕組みがあるかどうかということに関して言いましたら、法令に基づく義務づけ的なものはないと。ただ、建設リサイクル法に基づいて大阪府の建設リサイクル法実施指針であったりとか、あるいは土木工事の発注の仕様書であったりとか、そういったものでそれを促進する仕組みがある、あるいはグリーン調達方針などでそういう仕組みがある。ただ、それは促進するための仕組みではありますけれども、法令に基づいて義務づけられたものというところまではちょっと言えないというところがやっぱりありますので、ここはちょっと2段階で今置いとくぐらいのところかなというふうに考えてます。

福岡部会長 視点としては重要なことですので、今後それも踏まえて考えていただくということですね。ありがとうございました。

ほか、どうでしょうか。その他。

惣田委員 表の4の中で、このリサイクル法をなるべく網羅的に挙げてると思うんですけど、食品リサイクル法と関係ないんですか。表の4。容器包装、家電とか建設は。

福岡部会長 そうですね、食品リサイクル法はこの表に入っていないかですよね。例えばフィッシュミール。

惣田委員 肥料にしたりする、余り質はよくないですが。

福岡部会長 ええ。いや、フィッシュミールだといいい質かもしれませんが。

水丸循環型社会推進室副理事 今の対象品目の中では、そういうフィッシュミールとか、あるいは肥料、飼料的なものは。園芸用品の中でも植木鉢とか、そういったものもあるんですけども。

福岡部会長 例えば、今後フィッシュミールを申請出されるようなことがあつ

たらどうなのかとかですよね。

水丸循環型社会推進室副理事 今回の要領の中での品目なり製品例の中にはそういうフィッシュミールなり、あるいはフィッシュミールを使った製品というのはちょっと入ってないですね。

福岡部会長 単に堆肥とかですね。

水丸循環型社会推進室副理事 この等という、これの中で。

福岡部会長 恐らく食品廃棄物でつくるのは肥料、飼料になると思いますが、飼料になると結構養豚でとかというので。

惣田委員 表4って、一般論みたいな表なので。

福岡部会長 ですよ。

惣田委員 あえて外してるというのは何かあるのかなと。

福岡部会長 その対象品目がないからという外し方は1つですよ。そうでなかったら入れておくべきかもしれないですね。

水丸循環型社会推進室副理事 そこは整理させていただきます。

竹柴環境政策監 入れるのは別にとというか、入れるほうが説明がつきやすそうであれば入れるほうで検討はさせていただきます。

藤田部会長代理 何かその対象品目には入ってないというお話なんですけれども、よろしいでしょうか。

福岡部会長 はい。

藤田部会長代理 例えば何か給食を肥料にしたりとかというようなことを府下でも結構積極的にされてるような事例もあるので、何かここでは言うことはちょっと外れてるのかもしれないけど、食品廃棄物あるいは食品リサイクルの議論もどこかで、今後ということでは触れておくスペースがあればいいというのは委員のお話を伺って感じました。

福岡部会長 ただ、その製品としてね。

藤田部会長代理 それが流通するかどうか。

福岡部会長 ちゃんと、例えば袋、パッケージに入れて、その内容物を書いて、肥料だったら法律にのっとってちゃんと成分がこうなってるというような保証をして、土壌改良材だったらいいですけど、肥料だったら一応、例えば窒

素がとか。

藤田部会長代理 幾ら入っててとか。

福岡部会長 はい。というのをちゃんとやらないといけないとか、そのぐらいに安定させた製品がつかれるかというのと、ちょっと先ほど言いましたフィッシュミールだったら大阪府内で出たものをそのまま今つくって、パッケージにして出してるような工場があるんで、そのぐらいかなと、製品になるのはですね。

惣田委員 頑張って生分解性プラスチックぐらい仕上げてきたりすると。

福岡部会長 それはそうですね。

藤田部会長代理 確かにポンジュースぐらいまで行ったらいい。ミカンでプラスチックの合成樹脂、ミカンの皮でつくって。

福岡部会長 それが、例えば文房具の何かになるとか、そこまで行けばですね。

竹柴環境政策監 生分解性プラスチックになれば、当然表の中に何ぼでも対象製品は出てきますんで、だからそのもとになるのが、容りもあり得るやないかという話はおっしゃるとおりですんで、入れる方向で考えましょう。

福岡部会長 現実問題ちょっと。

竹柴環境政策監 どちらがいいですかね。

福岡部会長 厨芥はきついのはきついですがね。そこまでやるのにどれだけエネルギーとかコストとかかかるんだということですが。外す理由がなければ入れていただきたいということをお願いします。

麓委員 済みません、たびたび勘違いばかりしてるんであれですけど、先ほどの、11ページ、12ページのところで、建設資材が外れていく理由があるんですけど、僕、数字、リサイクル率、リサイクル率と言ってたのは、6ページのところにその数字が出てくるんで、それが出てきてるのかなと思って言ってたんですが、それは余り関係ないということによろしいんですかね。

福岡部会長 6ページの上のは全国区の状況。

麓委員 いや、逆に言うと、その数字は要るんですかということなんですけど。全国区にしても資源の種類別の状況が書いてあるけれども、その数字は別に関係してこないわけですよ。そこに基づいてやってるのではなくて、そう

いう府の状況を鑑みてやっつてるといふ話なのかなと思つて。僕、その数字を見て変に勘違いしたところもあったんで、要らないのであれば、いや、その報告が逆に全国として要るといふことであれば、それは入れていただいたらいいと思ふんですけど。

福岡部会長 これは、そうなんですよね。全国的にはリサイクルをしているけれども、今のこの制度といふのは、これには貢献できないといふ。この認定制度を頑張つてやっつても、これはそんなに上がらないといふ話にしかちよつとならないかもしれないんですけども。けれども、世の中の的にはこうなんだといふところを押さえておくのかどうかですね。

中戸課長補佐 確かに参考として6ページには種類別の状況といふことで、それも全国の状況といふことで載せて、今、麓先生おっしゃつたように、大阪府の現状から見て対象から今回ちよつと外しましょうといふ議論の組み立て方にはさせていただいてはいるんですけども。

福岡部会長 少なくとも、ちよつと5ページに戻つて言いますけれども、5ページの2つ目の白丸は、その6ページの点線枠とくっつけてすぐ上に何か書いてあるほうがいいんだろうなとは思つたんですが、もし残すとしたらですね。

麓委員 多分、僕が誤解したのも、誤解してばかりで申しわけないんですけど、多分9ページぐらいまでは繰返しリサイクルといふ言葉が出てくるんですけど、それが途中からリサイクルといふ言葉に置きかわつていくんですよ、10ページぐらい、ちよつとその後ぐらいから。そこで、リサイクルと思ひながらその数字見ると、リサイクル率が全て繰返しといふふうに読めてしまったので、その辺の僕の誤解もあったんですけど。

竹柴環境政策監 部会長おっしゃつていただいたように、あくまでもリサイクル率が高くてもいろんな状況がありますよといふ説明の中の1つの材料だったんですけども。

藤田部会長代理 よろしいでしょうか。例えば、これ5ページの(1)の白抜き丸の2つ目の文章なんですけれども、例えばですけど、全国のリサイクルの現状を見るとといふことで後ろの囲みの情報があつて、「循環資源があ

る等といった状況であり、大阪においても質の高いリサイクルの促進は重要である」とかというふうにすれば誤解は少ないのかなという気はいたします。でも、そうなると、じゃあ大阪の循環資源の種類別の状況はどうなのかなと思ってしまうんですけども。せつかく非常にコンパクトに、全国的に見てもやっぱり循環資源というのがうまくいってない、大阪においても不十分な点があるから、これからもっと考えていかないといけないよという流れだと非常によくわかりますし、私はこの循環資源とかの専門家ではないので、やっぱり全国の状況というのがわかって、大阪の状況というのがわかって、やっぱりある種のものやっけていかないといけないよねという流れはすごく情報提供という意味でもありがたいなと思うので、この資料の2につけていただいた循環資源の種類別の状況（全国）みたいなもので、全国だよとわかるようにしていただけるのであれば残していただきたいなと思うんですけども。

福岡部会長　　そういう位置づけで、その頭出しで6ページのこれは残して、後ろの資料も残すのは残して、あとは。

藤田部会長代理　大阪のことはどこかで述べとかなくてもいいのかなと。

福岡部会長　　うん、いろいろきついかもしれないですけども、できる範囲ですかね。大阪府が実はだめみたいなの。

水丸循環型社会推進室副理事　　こういうリサイクルの状況、循環資源別のリサイクルの状況に関する資料というか、データはどうしてもこういう業界団体とかがとってるデータで、統計資料で、どうしても全国ベースのものということになってしまいますので、これはこれで全国のこと、全国ということ、全国ということを明記する形でそこはさせていただきたいなと思います。ただ、この全国のものに対して大阪がどうかという、そこはちょっとデータがない部分ですので、そこは表現の仕方で工夫をさせていただきたいなというふうに考えております。

福岡部会長　　そうですね、個別の品目別にはちょっと出せないということですね。

水丸循環型社会推進室副理事　　はい。

福岡部会長 もう一応12時ぐらいに終わろうかと思っておりました時間に迫ってきているんですが、ちょっと進行が悪くて3がまだ十分煮詰まるかどうかという、煮詰まってないかもしれないんですが、特に府民の人がもっと身近に利用できるようにというようなところですね、その辺が十分書き込めているかというようなところもちょっと御確認いただきたいんですが、まあまあ、文章では書いてあるのは書いてあるかなど。

麓委員 小さなことなのかもしれないですけど、14ページの③の2つ目の白丸のところでPRをしていくというふうな話があるんですが、いろんな関係団体と連携して、環境に関するイベント等においてということになってるんですけど、環境に関するって必要ですかという気がするんですが。何もそこに限定しなくても、いろんなところにこんなリサイクルでもできているんだというPRでいいのかなと思うんですけど。

福岡部会長 おっしゃるとおりですね。

中浜委員はどうか。何か附箋がちょっと。

中浜委員 いや、事業者に対する認定制度のPRというのは、これはもう企業のCSR、製造物責任というのも含めてということでもよろしいのですか。③番の「府民が認定製品を見かける機会を増やすための取組み」の一番上なんですけど、製造する事業者に対するということで、企業のそういったCSR、製造物責任等もここの中に含んでおられるということでもよろしかったでしょうか。

水丸循環型社会推進室副理事 今の製造物責任ということに関して言いましたら、そこもそうですが、むしろ3つ目の丸のところ「循環型社会の目指すべき姿や府民・事業者の役割についても」と、役割の中にそういう製造物責任の話が出てくるのかなと思います。

福岡部会長 せっかく言っていたらいいので、社会的責任、製造者責任、PL法の責任というので、ちょっとその言葉が出せたら、キーワードとして出しておくといいような気がしますね。

よろしいか。

藤田部会長代理 済みません、何か卒業論文ばかり見てるので、こんなとこば

かり気になるんですが、14ページの①の文章の一番下は、「合わせて」というのは合格の合となってるんですけども、14ページの③の白丸の3つ目の「PRと併せて」は併願の併となっていて、多分最終的には表記の揺れって御確認されると思うんですけども、ちょっとそちらのほうは御確認ください。

福岡部会長 そうでしたら、かなりいろいろ御意見いただきました分でちょっと全体を練り直して、事務局にやっていただいて、私も確認させていただいて、また次回の会議で最終確認をしていただくような段取りでよろしいでしょうか。

中浜委員 もう一つ。15ページなんです、(6)のその他で、以前も藤田先生がおっしゃられました、子どもたちがこのリサイクル製品という関係で環境教育として知る機会を設けていくべきではないかということを書かれています。いくべきではないかという、こういう緩い関係ではなくて、やはり大阪府の消費者基本計画の中にも上げておられます消費者教育ということを前面に打ち出していただければなと思います。やはり小さいときからの消費者教育というのはすごく重要なときでもあるし、子どもたちがそういったリサイクルに興味を持ったら、家の中でも家庭でもそういった会話ができますので、やはり親を動かすということは、小さいときからの消費者教育というのは重要だと思うので、教育の関係ではここをぜひとも入れていただきたいと思います。

福岡部会長 はい。そうですね。ここのその他の欄は条例をいじるんでちょっと書き方が全部弱くなってるんですけども、最初の二文でも「以下の意見があった」じゃなくて、関してはこういうふうなことを随時進めていくべきであるとか、「認定できないか」じゃなくて、認定すべきであるとか、ちょっとその辺はこの部会として強い表現で全部させていただきたいなど。その辺はもう事務局が困られたとしても、ちょっとこちらのほうで文章を強くさせていきたいと思います。

中浜委員 はい、お願いします。

藤田部会長代理 そういう意味では、文章を変えるというよりは、その他とい

う、その他の。

福岡部会長 そうですね。

藤田部会長代理 その文章を変えるというより、その他とか、その他でない何か魅力的な。

福岡部会長 条例の見直しもというような。

水丸循環型社会推進室副理事 1つは、何でもかんでも条例に書かんとできないのかというところがありますので、例えば循環型社会の推進に向けた取り組みの方向性みたいな形で、ちょっとぼくっとしたタイトルではありますけれども、今回の諮問は条例に基づく認定制度の部分なんですけど、それ以外のものということがわかる。

竹柴環境政策監 だから、認定制度とあわせて取り組むべき事項とか、何かそんな感じのタイトルをちょっと考えさせてもらいます。

福岡部会長 はい。ちょっとその辺は譲歩させていただくこともあるということ、はい。

また細かいところとか、どうしてもここはおかしいんじゃないかというようなお気づきな点がありましたら、事務局のほうに御連絡いただきまして、もう一回全体見ていただければと思います

済みません、ちょっと時間が遅くなってしまいましたけれども、一応きょうの検討につきましてはこれで終わらせていただきます。

あと、事務局のほうから。

中戸課長補佐 次回の部会なんですけれども、2月の前半を予定しています。次回の部会につきましては、先ほど部会長からお話ございましたけれども、これを修正したものを再度ちょっと見ていただくということと、あと製品認定のほうもございますので、どうぞよろしく願いいたします。また、具体的な日時、場所については、決まり次第改めて御連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

福岡部会長 済みません、一旦日程調整していただいたんですけど、私、ちょっと都合つかなくなりまして、もう一回日程調整お願いいたします。済みません。

できれば、次回の前に1回、1週間以上前もってその修正案を各委員の方にお送りいただいて、例えば語尾がおかしいとかいう御意見はもう出しといていただいて、この場で余り細かい話を言ってもちょっと時間が足りなくなると思いますので、表現、こうしたほうがいいですよというアドバイスとかは、ぜひ前もって言っていただけたらありがたいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

そうしましたら、きょうの部会、これで終了いたします。ありがとうございました。